

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 西興部村の災害リスク及び商工業の現状

東日本大震災をはじめ、局地的な豪雨など近年世界各地で大規模な自然災害が発生しており、住民の災害に対する意識は高まっているが、自然災害の極めて少ない当村では、高まりつつある住民の防災意識を今後も持続していくため、日頃からの防災意識の啓発が重要となっている。

こうした状況の中で、近年の災害発生状況を踏まえた防災計画に基づいた災害に備えた危機管理意識の普及と体制の充実が課題となっている。また、高齢化の進行により災害弱者・災害時要援護者等の支援体制の充実や台風や異常気象等による災害の発生に備えた危険箇所の把握と周知など、きめ細かな対応が求められている。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：西興部村防災マップ)

当村内を流れる河川は、興部川と藻興部川の2水系に属し、無数の小川が流れ込む地形である。両河川とも河床は比較的深いことから、村内に浸水区域は存在しない。

これまで洪水や河川氾濫などによる大規模な避難を要する災害記録はない。

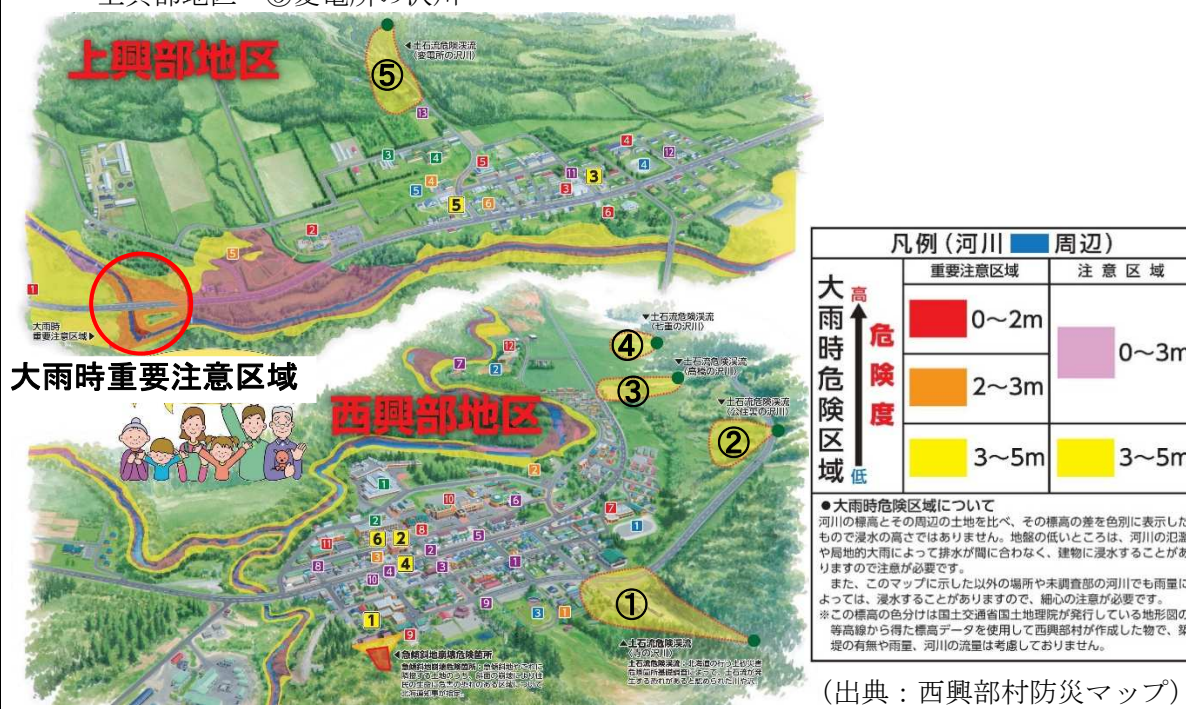
(土砂災害：西興部村防災マップ)

当村は、2本の河川が村内を貫流し、この流域及び各支流に沿って狭長な土地があるだけで、他の大部分は平均400m程度の標高をもって激しく起伏する山岳地帯である。

当村の防災マップによると、土砂災害警戒区域が複数あり、大雨が降った際には土砂災害が発生する恐れがあるエリアには注意が必要である。

■西興部村防災マップによる土砂災害警戒区域

- ・西興部地区 ①寺の沢川 ②公住裏の沢川 ③高橋の沢川 ④七重の沢川
- ・上興部地区 ⑤変電所の沢川



(出典：西興部村防災マップ)

(地震：地震調査研究推進本部 J-SHIS)

地震ハザードステーションの確率論的地震動予測地図によると、震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、今後30年で3%以内となっている。



(出典：地震ハザードステーション)

(大雨：西興部村防災マップ)

局地的な豪雨など大雨が降った際には、低地における注意が必要であり、村内では上興部地区の上興橋周辺が大雨時重要注意区域となっている。

(大雪)

近年、いわゆる爆弾低気圧などにより、局地的な暴風雪や大雪に見舞われることがあり、視界不良による交通事故の発生や車の立ち往生、道路の通行止めなど、住民生活に大きな影響を及ぼすことがある。

平成31年1月24日には、大雪により天北峠が3時間にわたり通行止めになり、路線バスの運休や物流への影響が出ている。

■通行止め発生箇所

- ①国道239号 天北国道 天北峠
- ②道道137号 遠軽雄武線 瀬戸牛峠

(停電)

平成30年9月に発生した胆振東部地震の影響で大規模停電（ブラックアウト）が発生し、住民生活に大きな影響を与えた。

当村においては、強風や大雪などによる停電がこれまで発生している。万が一の備えに西興部村が非常用発電機の整備（下記当村の取組参照）など進めてきているが、住民生活への影響を最小限にするため、今後も停電に対する備えを進める必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 43人(全国商工会連合会実態調査より)
- ・小規模事業者数 35人(全国商工会連合会実態調査より)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
建設業	7	7	西興部地区に集中
製造業	3	2	川沿いに2事業者
卸売業	0	0	
小売業	11	11	西興部8件、上興部3件
飲食店・宿泊業	6	5	
サービス業	5	4	
その他	7	6	農業法人2件
定款会員になり得る事業所等	4	0	

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

項目	年月	備考
西興部建設業協会と協定締結	H22.4	西興部村所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定
西興部村内郵便局と協定締結	H26.6	災害発生時における西興部村と西興部村内郵便局の協力に関する協定
防災計画策定	H28.9	
ハザードマップ作成	H29	全戸配布
防災セミナー開催	R1.10	H29まで避難訓練、H30からは防災セミナー
防災備品の備蓄	計画的に整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常食 アルファ米 750食 飲料水 2リットル6本入り×15箱 パン類他 317食</li> <li>・段ボールベッド 50基</li> <li>・毛布 42枚</li> <li>・アルミパック毛布 500枚</li> <li>・発電機(西興部村非常用発電整備状況参照)</li> </ul>
防災グッズの配布	随時	防災セミナー及び転入手続き時に配布
非常用発電機の整備	計画的に整備	西興部村非常用発電整備状況参照

■西興部村非常用発電整備状況

・据置型発電機

設置場所	定格出力 (kVA)	燃料タンク (リットル)	連続運転時間	油種	備考
役場庁舎	30	420	70	軽油	
西興部消防支署	20	200	72	軽油	
ホテル森夢	160	15,000	294	重油	施設共有地 下タンク
木夢・IT夢館	104	5,000	222	重油	施設共有地 下タンク
上興部住民センター	20	490	82	軽油	
特別養護老人ホーム興楽園	240	1,800	28	軽油	福祉避難所
ケアハウスせせらぎ	40	900	75	軽油	福祉避難所
西興部小学校共同調理場	30	130	22	軽油	
西興部厚生診療所	22	105	21	軽油	

・可搬式発電機

保管場所	定格出力 (kVA)	燃料タンク (リットル)	連続運転時間	油種	備考
防災備蓄倉庫	2	6	5	ガソリン	2台
防災備蓄倉庫	2	10	8.8	ガソリン	2台
上興部消防会館	2	10	8.8	ガソリン	1台
道の駅花夢	2.5	9	6.1	ガソリン	1台

2) 当会の取組

項目	年月	備考
データ保管のクラウド化	H30.6	重要なデータを守るため、Office365を導入しデータ保管をクラウド化
リスク管理に関する共済・保険のチラシによる制度周知	H31.4	各35部配布（小規模事業者）
商工会理事会での啓蒙	H31.4	年1回
商工会青年部・女性部例会での啓蒙	H31.4	年1回

2 災害対策における課題

上記記載の現状のとおり自然災害の極めて少ない当村では、住民及び小規模事業者の防災意識を今後も持続し、日頃からの防災意識の啓発が重要となってくる。

- ・西興部村においては人命にかかわる大きな災害の経験がなく、日頃の防災意識が地震や津波発生などの危険のある地域に比べて低い。
- ・西興部村と商工会による協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・緊急時における状況把握について役割分担が決まっておらず、対応を推進するノウハウをもった人員がいない。

- ・災害時からの復旧の手助けとなる保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在。

### 3 支援目標

- ・小規模事業者の防災意識を持続させるために災害の発生状況や対策等の最新情報を周知し、事業継続力強化計画の策定につなげるため、セミナーの開催や専門家による支援を実施する。
- ・災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・西興部村防災マップにより、大雨時危険区域や土石流危険渓流の中に小規模事業者は存在しないが、大雨時危険区域や土石流危険渓流に隣接している及びライフライン維持に必要な事業者について優先して事業継続力強化計画策定に取り組む。

#### ○ 成果目標

項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
事業継続力強化計画策定事業者数	3	3	3	3	3

※上記目標については、おおむね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

#### ○ 実施目標

項目	目的	目標	
BCPセミナーの開催	地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	受講者数10名	年1回
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	西興部村主催の防災セミナーへの参加周知	年1回
計画策定支援に向けた内部協議	小規模事業者に対し円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、災害発生後速やかな復興支援が行える体制の構築	協議会の立上げ	
協力体制マニュアルの整備	西興部村と商工会との間に災害発生時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	協議会の開催	年1回
保険・共済に関する助言	復興支援となる保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	勉強会の開催	年1回

### 4 その他

- ・経営発達支援計画事業評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

西興部村	西興部村商工会
防災関係の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	事業継続力強化計画策定支援及び フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対応時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・平成28年9月に策定された西興部村防災計画及び平成29年3月に施行された「西興部村中小企業振興基本条例」の基本理念に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、西興部村防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や村広報、NCN（注1）やホームページ等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

（注1）NCN～西興部コミュニケーション・ネットワーク。村内行事、村からのお知らせ番組等の自主放送を実施している。また、受信機を全戸に配布しての緊急音声告知放送による災害時等の緊急連絡も行っている。

イ 小規模事業者の事業継続力強化計画策定支援

- ・伴走型小規模事業者支援事業において、事業計画策定支援時に防災についての項目についても検討し、事業計画に防災について記載した小規模事業者について専門家派遣等で事業継続力強化計画策定を支援する。

ウ 当会における事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年3月までに事業継続計画を策定予定。

## エ. 関係団体等との連携

### ■西興部村商工会における連携

- ・損害保険会等と連携し専門家の派遣を依頼する。会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催について連携する。

### ■西興部村における連携

- ・当村における災害発生時の関係団体との連携について、村と村内事業所等災害時協定を下記のとおり締結している。
  - ①西興部建設業協会  
西興部村所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定(H22. 4. 1)
  - ②西興部村内郵便局  
災害発生時における西興部村と西興部村内郵便局の協力に関する協定(H26. 6. 30)

## オ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画取組の支援として、計画を策定した小規模事業者について、専門家派遣により計画実施についてフォローアップを実施する。専門家によるフォローアップは計画策定2年目まで実施し、以降は必要に応じて実施する。

項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
専門家によるフォローアップ件数	3	6	6	6	6

- ・(仮称)西興部村事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会、当村)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。(年1回開催)

## カ. 当該計画に係る 訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード6の地震)が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う。上記(仮称)西興部村事業継続力支援協議会において、訓練の内容及び連絡体制等について策定する。

## キ. 災害発生時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、あらかじめ(仮称)西興部村事業継続力強化支援協議会において協議し策定する。

### (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

## ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・携帯電話等により災害発生後1時間以内に職員の安否報告を行い、業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当村で共有する。

連絡方法の優先順位 ①携帯電話 ②メール(ショートメール、Eメール等)  
③メッセージアプリ(LINE、メッセージ等)

## イ. 応急対策の方針決定

・西興部村災害対策本部条例に基づき、当会と企画総務課及び産業建設課との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

(大雪) 道道、国道が通行止めとなる場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、通行止め解除後に出勤する。

(停電) 夜間においては街灯等が機能していない場合は、職員自身がまず安全確保をし、日中においては信号が機能を停止していることも考えられることから、自動車の運転には十分注意を払い出勤する。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安及び配備要員は以下を想定)

被害規模	被害状況	配備要員
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。(連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると想定)</li> </ul>	全職員
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	事務局長 経営指導員
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	事務局長 経営指導員

・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

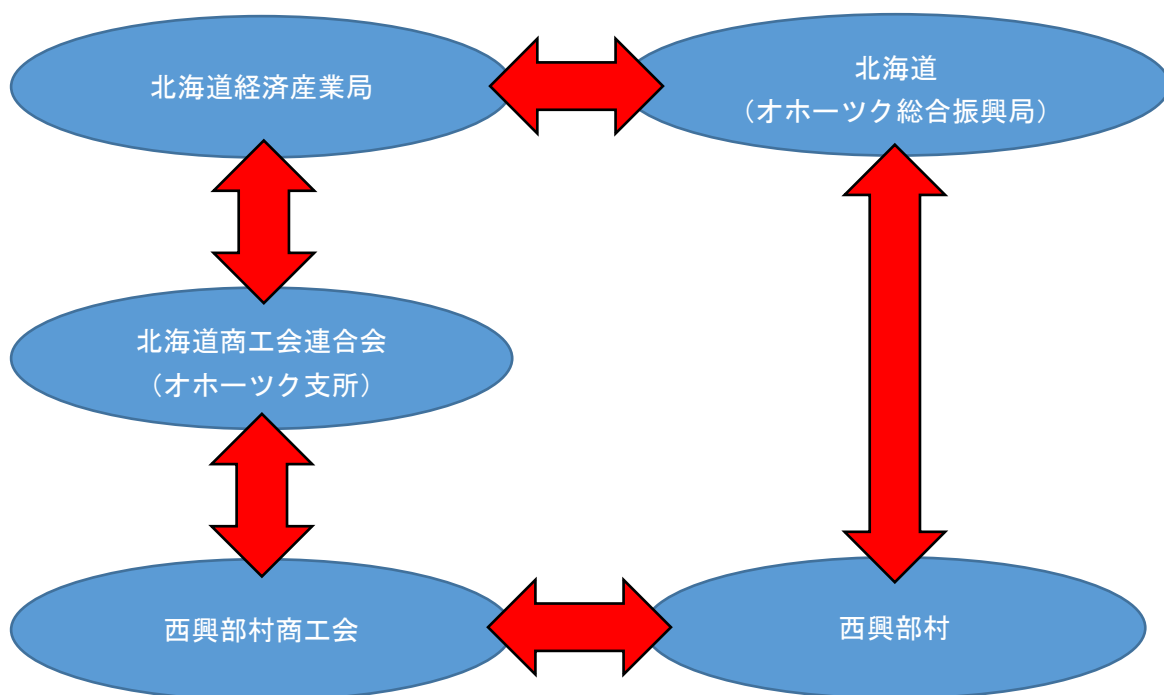
災害発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
4週間以降	2日に1回共有する

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



## 災害情報の報告体制



- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について（仮称）西興部村事業継続力支援協議会において策定し確認する。
- ・当会と当村が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

### （４） 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、西興部村と相談する（当会は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況を（仮称）西興部村事業継続力支援協議会において策定された項目について確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

### （５） 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・西興部村の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、道や北海道商工会連合会等に相談する。

### （６） その他

- ・本計画は、西興部村及び西興部村商工会のホームページ及び広報誌等において公表し、地域内小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 2 年 1 月現在)	
<b>(1) 実施体制</b>	
商工会においては、法定経営指導員が中心となり事務局長及び補助員と協力し本事業の実施及び見直しについて推進し、村の担当課との連携を密にして課題の解決に努め、目標の達成を目指す。	
<pre>graph LR; A[西興部村商工会] &lt;--&gt; B[西興部村]; subgraph A; A1[法定経営指導員]; A2[事務局長]; A3[補助員]; end; subgraph B; B1[企画総務課 企画係]; B2[産業建設課 林務商工係]; end;</pre>	
<b>(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</b>	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 倉岡 泰之 (連絡先は下記 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等) 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)	
<b>(3) 商工会、関係市町村連絡先</b>	
①商工会 西興部村商工会 〒098-1501 北海道紋別郡西興部村字西興部108番地1 観光・子育て支援センター里住夢 TEL 0158-87-2974 FAX 0158-85-7121 E-mail ni32shoko@extra.ocn.ne.jp	
②関係市町村 西興部村役場 企画総務課企画係、産業建設課林務商工係 〒098-1501 北海道紋別郡西興部村字西興部100番地 TEL 0158-87-2111 FAX 0158-87-2777	
<b>(4) その他</b> ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
必要な資金の額	160	280	280	280	280
・ 専門家派遣	120	240	240	240	240
・ セミナー開催費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、西興部村補助金、道補助金、事業収入、 伴走型小規模事業者支援推進事業費補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。